

商品概要説明書

2026年3月2日現在

商品名：社員応援教育ローン（一般社団法人しんきん保証基金 保証）

ご利用いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方</p> <p>①申込時年齢が満20歳以上で安定継続した収入のある個人（個人事業主を含む）の方</p> <p>②社員応援プラン契約先に勤務する従業員または役員の方</p> <p>③当金庫営業地区内に居住または勤務されている方</p> <p>④日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</p> <p>⑤保証会社（一般社団法人しんきん保証基金）の保証を得られる方</p>
ご住所・勤務先	<p>島根県全域および鳥取県米子市（旧淀江町を除く）、境港市のいずれかに住所またはお勤め先のある方。</p>
お使いみち	<p>申込人または申込人の家族（配偶者・直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）・子・孫・兄弟）にかかる次の資金</p> <p>①就学する学校等への1年分の納付金</p> <p>※「学校等」とは、幼稚園から大学、大学院（法科大学院含む）、専門学校、各種学校、予備校などの国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるもの</p> <p>※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金も含まれます。</p> <p>※申込日時時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>②就学にかかる1年分の付帯費用（100万円以内）</p> <p>※「付帯費用」とは、受験費用、向こう1年分の教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等</p> <p>※申込日時時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>③申込人が①または②を用途として他の金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p>
ご融資形式	証書貸付
ご融資金額	<p>1,000万円以内（1万円単位）</p> <p>※社員応援プランの取扱商品全ての合計で1,000万円以内となります。</p>
お借入期間	3ヶ月以上15年以内（1ヶ月単位）
ご返済方法	<p>毎月元利均等返済とし、お借入金額の50%以内につき6ヶ月毎の増額（ホーナス）返済併用もできます。（元金返済据置期間は6ヶ月以内）</p>
お借入利率	<p>当金庫所定の利率を適用させていただきます。</p> <p>○変動金利型</p> <p>※適用利率は当金庫の短期貸出最優遇利率（短期プライムレートを基準）に変動し、毎月のご返済額も変更となります。短期プライムレートは、市場金利の変動に伴い見直しされます。</p> <p>※新利率の適用開始日は、短期プライムレート改定の日から30日経過後最初に到来する約定返済日の翌日とします。</p>

商品名：社員応援教育ローン（一般社団法人しんきん保証基金 保証）

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、運転免許証(表裏)の写 ※運転免許証を提出いただけない場合（マイナ免許証のみを保有する場合を含む）は、次のいずれかを提出下さい。 ○個人番号カード（表のみ） ○パスポート ○資格確認書（表裏） ○運転経歴証明書（表裏） ※日本国籍以外の方の場合、上記書類に加えて在留カード、特別永住者証明書、住民票抄本（在留資格の記載があるもの）のいずれを提出下さい。 ・年収確認書類（源泉徴収票、所得証明等） ※保証金額が100万円以下の場合、年収確認書類は不要です。 ・資金使途確認書類（見積書・注文書・請求書・学校発行の振込用紙等） <p>※ローンの借換え資金を含む場合は次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借換え対象ローンの融資残高ならびに本人名義の借入であることがわかる融資残高確認書類等 ・借換え対象ローンの資金使途が本商品に定めるものであったことがわかる書類（返済予定表、申込書控、資金使途確認書類等）
遅延損害金	年率18.25%
保証人	不要
保証料	金利に含まれています。
担保	不要（一般社団法人しんきん保証基金 保証）
金利情報の入手方法	店頭窓口までお問い合わせください。
返済試算額の入手方法	店頭にお申し出いただければ返済額を試算いたします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先の在籍確認を目的として、お勤め先へお電話または訪問等させて頂く場合があります。 ・今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めた、基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が3,000万円以内とします。 ・資金は原則として振込させていただきます。(支払済資金は除く) ・審査結果によって、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・次のいずれかに該当する場合は、社員応援教育ローンの対象になりません。 ○支払先が、申込人またはその配偶者・親(配偶者の親を含む)・子が経営する事業所 ○個人間売買による購入費用の場合 ○支払済資金の場合(裏面「お使いみち」で認める支払済資金を除く) ○事業性資金の場合 <p>【学校等の例】 大学院(法科大学院含む)、大学、短期大学、専修学校、各種学校(予備校・専門学校含む)、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等</p>